令和５年度第１回　豊島区介護予防・日常生活支援総合事業説明会

本日の話

1．9期計画について
2．介護人材不足への対応
3．介護予防の効果
4．総合事業の方向性
5．指定更新について、方向性
6．豊島区の総合事業

1．第９期計画（国の基本指針の構成より）

見直し案の抜粋のうち変更追加事項のうちの総合事業関連の抜粋

○2025年及び2040年を見据えた目標

・2025年及び2040年を見据えた目標」を「中期的な目標」に修正

・2025年度の推計を削除。2040年度の推計を必須とする。【市】

○総合事業関連（地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業）

・ケアマネジメントの質の向上及び人材確保について追記。

・居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することに伴う、介護予防の推進について追記。

・地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置と居宅介護支援事業所などの地域の拠点との連携の推進について追記。

2. 介護人材不足への対応
〇介護保険の現状と今後(不足する介護人材)

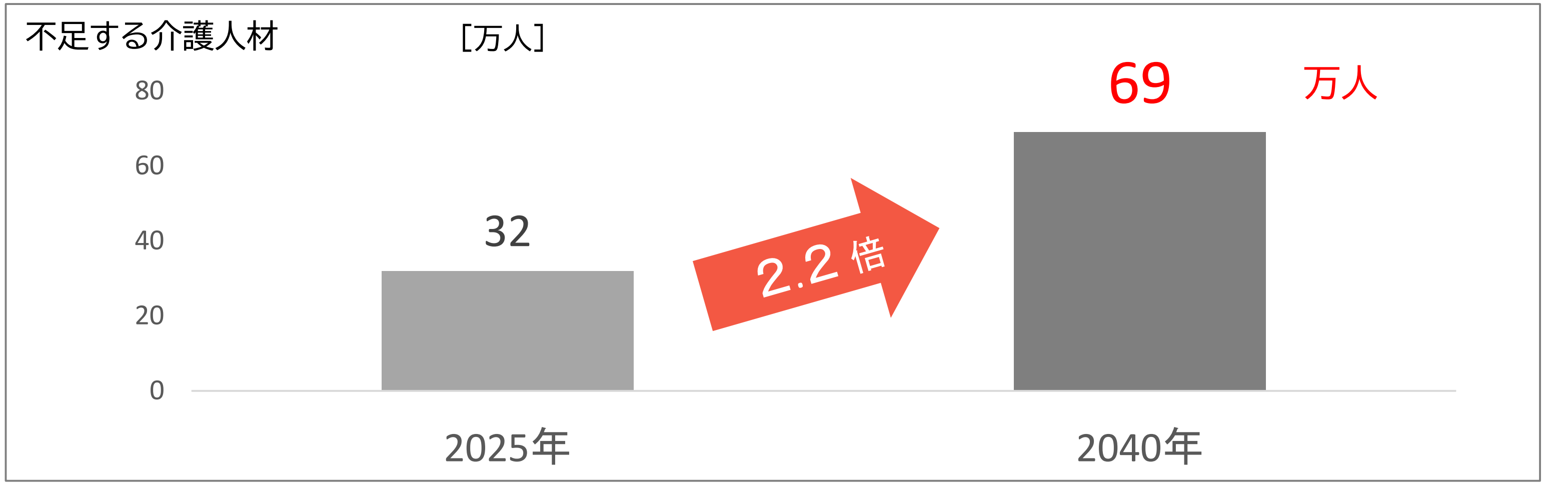

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数(厚労省)

単純に予算規模や高齢者の人口規模で
豊島区に落とし込むと・・・

介護
人材

働き手不足！

2025年度　504人不足

2040年度 **1,087**人不足

※ 2020年度の高齢者人口比で単純計算

介護サービスの需給バランス

良好な状態

介護事業者
サービス提供も労働量も適切

区民
必要な介護サービスが行き届く

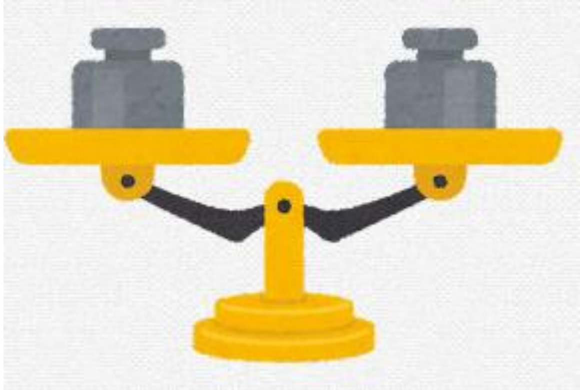

極めてバランスを欠く状態

介護事業者
仕事を選べる
労働過重になる
事業者も人材不足が進む

区民
区民に介護サービスが届かない

介護人材不足が進行すると

貴重になる介護人材は
どこに投入されるか！

介護度の高い多くの支
援が必要な高齢者

施設など特別な機能が
必要な高齢者

事業対象者　要支援　要介護1　～　～　～　要介護5

結果として

<u>事業対象者･要支援者へのサービスに介護人材が</u>
<u>振り向けられにくい時代が来るかも！</u>

既に多くの法人でも介護人材の
採用が厳しくなり始めているの
では。

こんな問題に対応するために区ができること

元気な高齢者を増やす

地域で高齢者を支える
仕組みを進める

＜

こんな問題に対応するために区ができること２

介護人材の育成、
代替人材の育成

入門的研修の実施

定員30名×年３回

家事援助スタッフ研修の実施
定員40名×年３回

介護人材の確保

介護職員宿舎

借り上げ支援事業

今後持続可能な豊島区の介護サービスの提供

介護人材不足への対応

介護人材が確保されないときの環境整備策	人材の育成確保策	
介護予防団体の活動	短期集中通所型サービスの推進（通所C・訪問C）	家事援助スタッフ育成研修
住民主体の通いの場生活支援サービス（通所B）	生活支援お助け隊（訪問B）	入門的研修
高齢者の生活支援推進員の活躍	介護度重度化抑制自立支援につながるケアマネジメント	介護職員宿舎借り上げ支援事業

三方よし未来へ

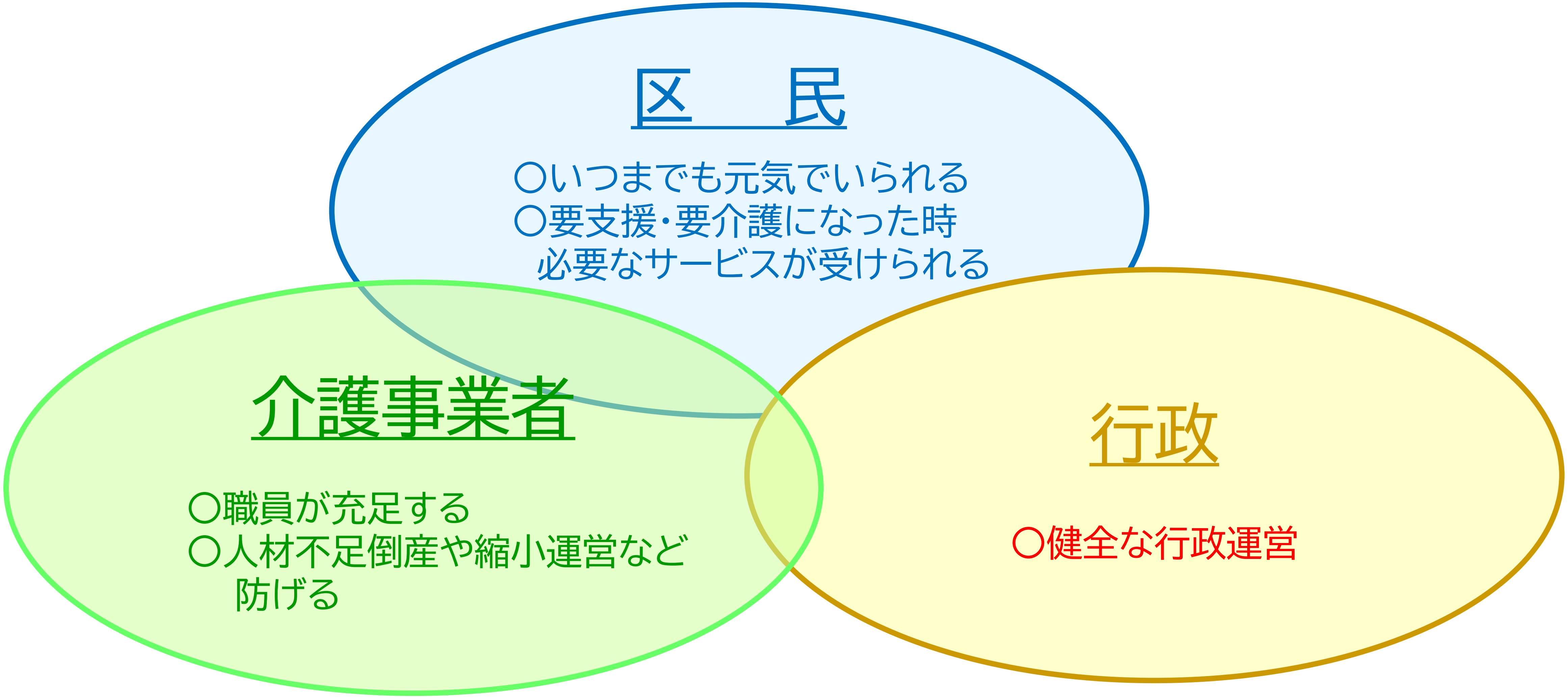
区　民
○いつまでも元気でいられる
○要支援・要介護になった時
必要なサービスが受けられる
介護事業者
○職員が充足する
○人材不足倒産や縮小運営など
防げる
行政
○健全な行政運営

３．介護予防の効果
○介護予防って本当に効果があるの？

介護予防活動の効果について（二次予防事業）

■検証内容

過去の介護予防事業を受けた人、受けなかった人のその後の本人の状況から検証してみました。

■検証した事業｜**二次予防事業**

65歳以上の介護認定を受けていない元気高齢者に全員に25項目の基本チェックリストを送付。

一定の点数以上のものを特定高齢者（現在の事業対象者）として二次予防事業（介護予防プログラム）を実施し参加を促した。

二次予防事業(介護予防事業効果)の分析

■対象者｜性別と年齢

● 平成23年度(2011)から平成25年度(2013)にチェックリストで 特定高齢者(事業対象者)となった方のうち、介護予防事業に参加した者と、不参加の者のその後9年間を比較

	人数[人]
二次予防事業　参加者	65
二次予防事業　不参加者	65
総数	130

■分析期間

● 2013年4月 ～ 2022年3月 (9年間)

二次予防事業の分析

二次予防事業参加者は
介護サービスを使う方も、
亡くなる方もずっと少ない！

■介護サービス利用の有無

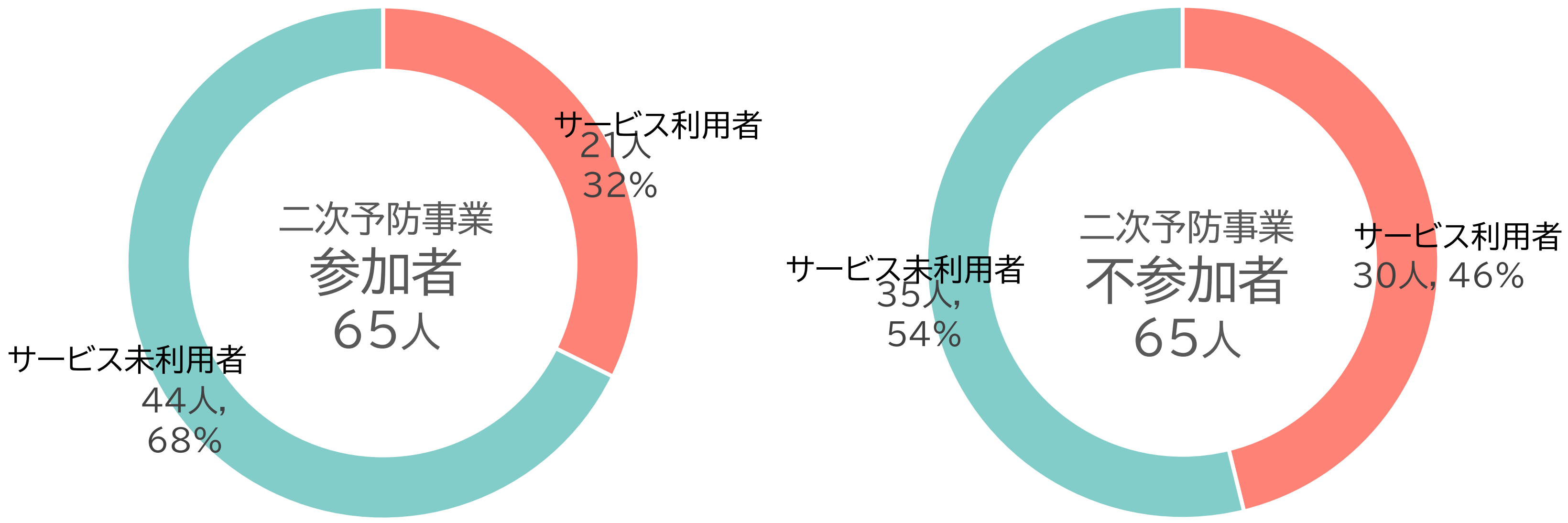

	二次予防事業 参加者	二次予防事業 不参加者	総数
介護サービス利用者	21（3人）	30（16人）	51
介護サービス未利用者	44（6人）	35（8人）	79

約1.5倍

（ ）は亡くなった方

二次予防事業の分析

■サービス利用の状況

	二次予防事業 参加者 （サービス利用者　21人）	二次予防事業 不参加者 （サービス利用者　30人）	
平均介護サービス開始時期 （2012年4月を基準日）	4年11月後 （59.3月後）	3年10月後 （46.4月後）	
サービス利用期間中の介護費(一人あたり)	1,414千円	2,569千円	約1.8倍
介護費	29,694千円	77,070千円	約2.6倍

二次予防事業の分析

■介護サービス利用者の介護度の状況（平均月数）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
参加者（29.1月）	12.0	11.6	5.0	0.0	0.7	0.0	0.0
不参加者（22.9月）	2.2	4.8	6.1	4.3	2.0	2.2	1.3

■介護サービス利用者で亡くなった方（平均月数）

	参加者	不参加者
2013年4月～2022年3月 期間中お亡くなりの方	3人（14.2%）	16人（53.3%）

総合事業の中で力を入れていく事業

短期集中通所型サービス

（通所型サービスC）

短期集中通所型サービス（通所型サービスC）

●週1回・約3か月間（全12回）
　1回2時間程度
● 1 回 10名程度
●送迎なし
●利用料金：無料（交通費は自己負担）

リハビリ専門職等による「暮らし方のアドバイス」の面談や集団での運動指導を実施。管理栄養士による栄養改善の指導等を実施します。

サービスの流れ

① 来所
◇体温測定・消毒を済ませ、血圧測定を行います

② 準備運動
◇準備体操・ストレッチ・脳トレなどを行います

③ 集団での運動
◇リハビリテーション専門職が提案する運動やとしまる体操を行います

④ 個別面談（コーチング）＋栄養指導
◇月に1回 リハビリテーション専門職と生活の振り返りを行います
◇管理栄養士による栄養講座＋栄養指導を行います

⑤ グループワーク・レクリエーション
◇皆さんで話し合ってチャレンジしたいことをやってみます

⑥ 整理体操・来週の予定の確認
◇整理体操・血圧測定等を行い、次週の予定を確認して終了！

短期集中通所型サービスについて

●短期集中通所型サービス(通所C)を主軸とした介護予防の地域づくり

12回(約3か月)
短期集中

対象者に合わせて
リハビリ職による
コーチング指導を実施

▶

セルフマネジメント力の向上
主観的幸福観・健康観の向上

▶

やる気・元気力の向上

▶

適切に地域の通いの場等に繋げる
(社会参加促進)

▶

セルフマネジメントで
健康を維持

短期集中通所型サービス（東京都モデル事業）の分析①

身体的向上

	東京都モデル事業						
	0か月		3ヶ月		6ヶ月		P値
	平均値	SD	平均値	SD	平均値	SD	(0-6ヶ月の比較)←有意差
握力(kg), n=33	21.2	6.97	21.3	6.93	21.7	6.64	.432
CS-30(回), n=31 ←30秒間の立ち上がりテスト	15.3	4.60	**18.3**	5.19	**18.5**	4.82	**.001**
通常歩行速度(m/s), n=33	1.12	0.29	**1.19**	0.30	**1.24**	0.29	**.001**
最大歩行速度(m/s), n=33	1.47	0.39	**1.60**	0.38	**1.62**	0.39	**.001**
TUG(秒), n=33 ←立ち上がり一定距離を歩くテスト	9.0	4.41	**8.1**	3.52	**7.8**	3.25	.027

コーチングの結果、事業終了直後より、終了**3ヶ月後のほうが数値が改善**している

- ✓ CS-30、通常歩行速度、最大歩行速度、TUGにおいて有意な向上が認められた。

短期集中通所型サービス（東京都モデル事業）の分析②

精神的向上

	東京都モデル事業						P値 (0-6ケ月の比較) ←有意差
	0か月		3ケ月		6ケ月		
	n	%	n	%	n	%	
主観的健康感(n=32)							.115
よくない	1	3.1	5	15.6	1	3.1	
あまりよくない	7	21.9	16	50.0	8	25.0	
ふつう	18	56.3	8	25.0	13	**40.6**	
まあよい	5	15.6	3	9.4	4	**12.5**	
よい	1	3.1	0	0.0	6	**18.8**	
1年前の今頃と比べて生活は向上したと思いますか(n=33)							**.001**
していない	10	30.3	0	0.0	2	6.1	
あまりしていない	15	45.5	6	18.2	5	15.2	
少し向上した	8	24.2	21	63.6	18	54.6	
向上した	0	0.0	6	18.2	8	**24.2**	

コーチングの結果、事業終了直後より、終了**3ヶ月後のほうが数値が改善**している

✓ 主観的生活満足度において有意な向上が認められた。

短期集中通所型サービスの分析

■サービス利用の有無

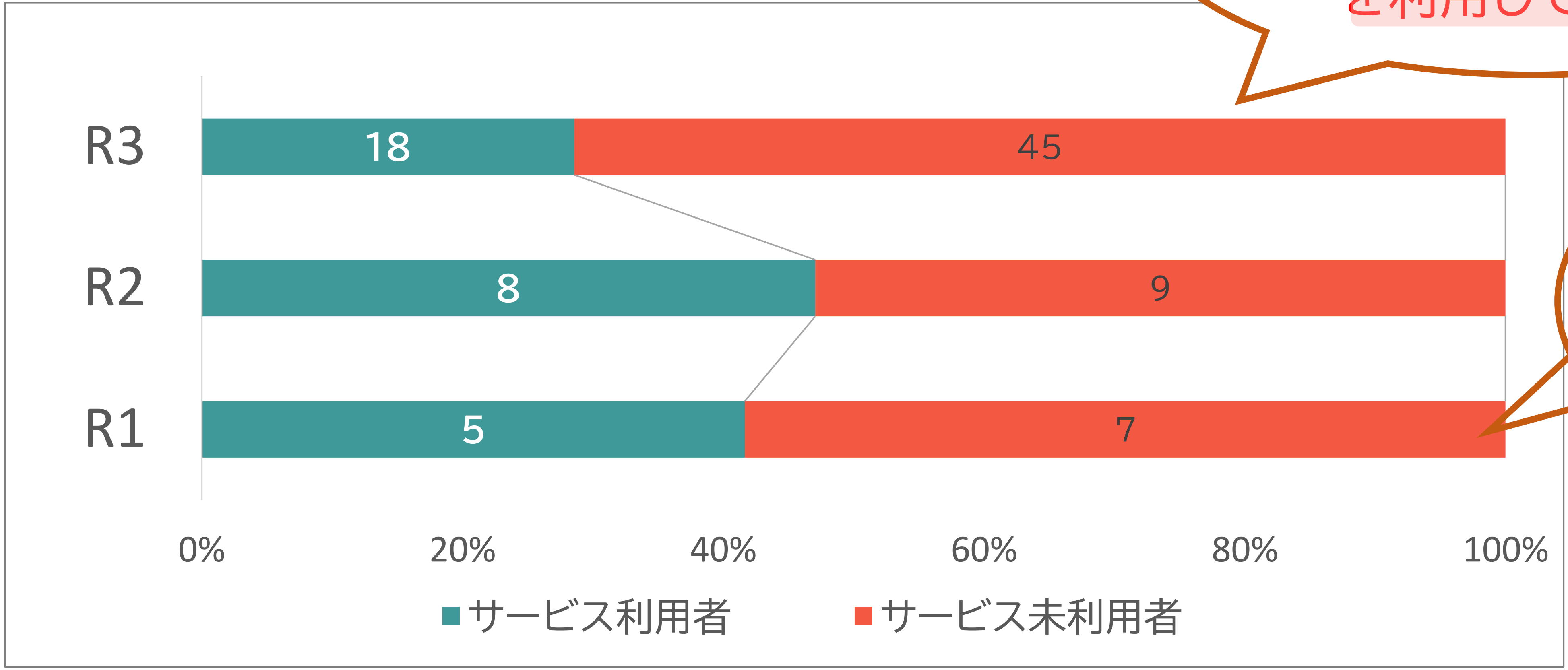

通所Cサービス終了者の
約6.5割が介護サービス
を利用していない

2年経っても、
約6割の方は
サービス利用なし

短期集中通所型サービス(通所型サービスC)

令和５年度　実施予定　　１２コースに拡充

◆会 場	◆所在地	◆曜日	◆実施期間（締切り日）	◆提供時間	◆定員
区民ひろばさくら第二	長崎6-37-11	月	4月24日～7月10日（締切 ： 4月17日）	10時～12時	10名
ジェクサー フィットネス＆スパ大塚	南大塚3-33-1 JR大塚南口ビル5階	木	4月27日～ 7月20日（締切 ： 4月20日）	10時～12時	10名
区民ひろば上池袋	上池袋3-13-5	木	5月18日～8月3日（締切 ：5月11日）	9時30分～ 11時30分	10名
ジェクサー　フィットネスクラブメトロポリタン池袋	西池袋1-6-1 ホテルメトロポリタン4階	火	5月23日～8月8日（締切 ：5月16日）	10時～12時	10名
高田介護予防センター	高田3-38-7	水	5月31日～8月16日（締切 ： 5月24日）	10時30分～ 12時30分	10名
池袋えびすの郷	池袋本町2-34-1	木	7月6日～9月21日（締切 ： 6月29日）	15時～17時	10名
区民ひろば 仰高	駒込4-12-3	月	9月4日～12月4日（締切 ： 8月28日）	9時30分～ 11時30分	10名
ジェクサー フィットネス＆スパ板橋	北区滝野川7-4-1 JR板橋東口ビル3-5階	金	9月15日～12月8日（締切 ： 9月8日）	10時～12時	10名
東池袋フレイル対策センター	東池袋4-27-10 サンソウゴ池袋ビル3階	水	11月1日～1月24日（締切 ： 10月25日）	10時30分～ 12時30分	10名
ゆたか苑	長崎3-26-4	木	11月9日～ 2月1日（締切 ： 11月2日）	9時30分～ 11時30分	10名
区民ひろば 高松	高松2-25-9	月	12月11日～3月18日（締切 ： 12月4日）	9時30分～ 11時30分	10名
ジェクサー フィットネス＆スパ大塚	南大塚3-33-1 JR大塚南口ビル5階	木	12月21日～3月7日（締切 ： 12月14日）	10時～12時	10名

4. 総合事業の方向性

【現状】

今後８０歳以上の高齢が増えていく。要支援者の増加が継続

【方向性】

予防の重視（ちょっと前に自分に戻る）による要支援・要介護者急増の抑制

改善効果のある**通所C、Ａ８をより強化**していくことを検討

【お願い】

- 新規の要支援者はまず、回復に向けたマネジメントを意識してほしい
- 自立支援、特に改善への支援に向けたケアマネジメントへの協力のお願い

5. 指定更新について、方向性

〇訪問事業・・・介護予防訪問事業（A2)、としま介護予防訪問サービス･としまいきいき訪問サービス（A4)は現状維持の方向で検討中

〇通所事業・・・介護予防通所事業（A6)は現状維持の方向で検討中
としまリハビリ通所サービスA8
課題）参入事業者が少ない
効果）参加者の改善効果などは出ている
方向性）より参画しやすい形を検討していきたい

5. 指定更新について、方向性

介護予防訪問事業（A2）
としま介護予防訪問サービス･としまいきいき訪問サービス（A4）

更新申請について

指定第1号訪問事業（国相当基準（A2）区独自基準（A4））の更新について、平成31年4月1日に新規及び更新指定を受けた事業所は、令和6年3月31日で有効期限が失効します。

事業所で引き続き要支援１･2の方を受け入れる場合は、豊島区へ更新申請書を提出する必要があります。

⇒申請方法の詳細については、８月別途ご案内いたします。

書類等の提出期限は<u>令和5年10月下旬</u>を予定しております。

介護予防通所事業（A6）

更新申請について

指定第1号通所事業（国基準相当（A6））の指定について、令和3年4月1日更新指定を受けた事業所は令和6年3月31日で有効期限が失効します。

事業所で引き続き要支援1･2、基本チェックリストで該当となった事業対象者を受け入れる場合は、豊島区へ更新申請書を提出する必要があります。

⇒申請方法の詳細については、10月別途ご案内いたします。
書類等の提出期限は令和5年11月中旬を予定しております。

区独自基準通所型サービス（Ａ８）事業所の指定について

新規申請について

　としまリハビリ通所サービス（区独自基準（A8））を新たに実施する際には、豊島区へ新規申請書の提出をする必要があります。

＊人員基準等一部緩和しておりますので、国相当基準（Ａ６）の更新申請と併せて、区独自基準の参入についてもご検討をお願いいたします。

⇒申請方法は事業開始の前々月までにお願いしております。

(例)

個別の説明も行っておりますので、問い合わせ先(最終頁参照)までご連絡下さい。

留意事項

〇定款等の対応

指定の要件の一つとして、「申請者が指定を受けるサービスを提供できる法人か」を設けているため、定款にて該当するサービスを定めるようお願いします。

なお、豊島区では、指定申請書の添付書類として、申請者の定款及び法人の登記事項証明書の提出を求めています(介護保険法施行規則第140条の63の5第1項第4号)。

〇辞退・廃止の届出

総合事業サービスを提供しないこととした場合は、タイミングにより辞退届または廃止届を提出してください。

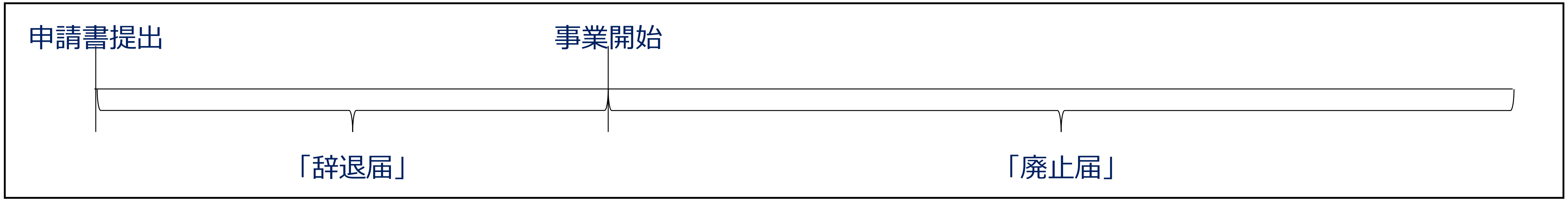

〇更新時提出書類の簡素化

提出書類の簡素化を検討しています。8月下旬以降の説明会でお伝えする予定です。

スケジュール

	4月	5月	6月
訪問	説明会		
通所	説明会		

	7月	8月	9月
訪問		説明会	
通所			説明会

	10月	11月	12月
訪問	更新書締切		
通所		更新書締切	

	1月	2月	3月
訪問	新規指定申請書締切 / 指定基準要綱改正作業		
通所	新規指定申請書締切 / 指定基準要綱改正作業		

※令和5年4月時点の予定であり、日程は変更する場合がございます。

新たな通所サービスの検討（入浴特化型通所サービス）

【背景】

〇入浴デイの需要は高いが区内の入浴デイでは収容しきれず、他区のデイを活用し充足している状態

〇銭湯の減少（銭湯は１０年間で半減）

【モデル事業の実施】

〇令和５年度前半に、入浴ニーズが高く、資源の少ない南部地区、東部地区でモデル事業実施

【入浴特化通所サービスの検討】

〇モデル事業の効果を検証し、入浴特化型通所サービスを検討、早ければ６年度から開始

５．豊島区総合事業について

～ 住み慣れた豊島区で　いつまでも自分らしく　いきいきと ～

総合事業の目指す姿、目的

目指す姿

住み慣れた豊島区で　いつまでも自分らしく　いきいきと

目　的

〇高齢者が**自立した日常生活を営むことができる**よう支援

〇多様な主体が参画した**地域の支え合いの体制づくり**

総合事業の目指す姿①

「 自分でできることを増やす 」

介護サービスに頼りきった生活を続けていると、自分でできることが徐々に減ってしまう。

サービスの利用により、**自分でできることを増やしていくことで、介護サービスに頼らない自立した生活**を送る。

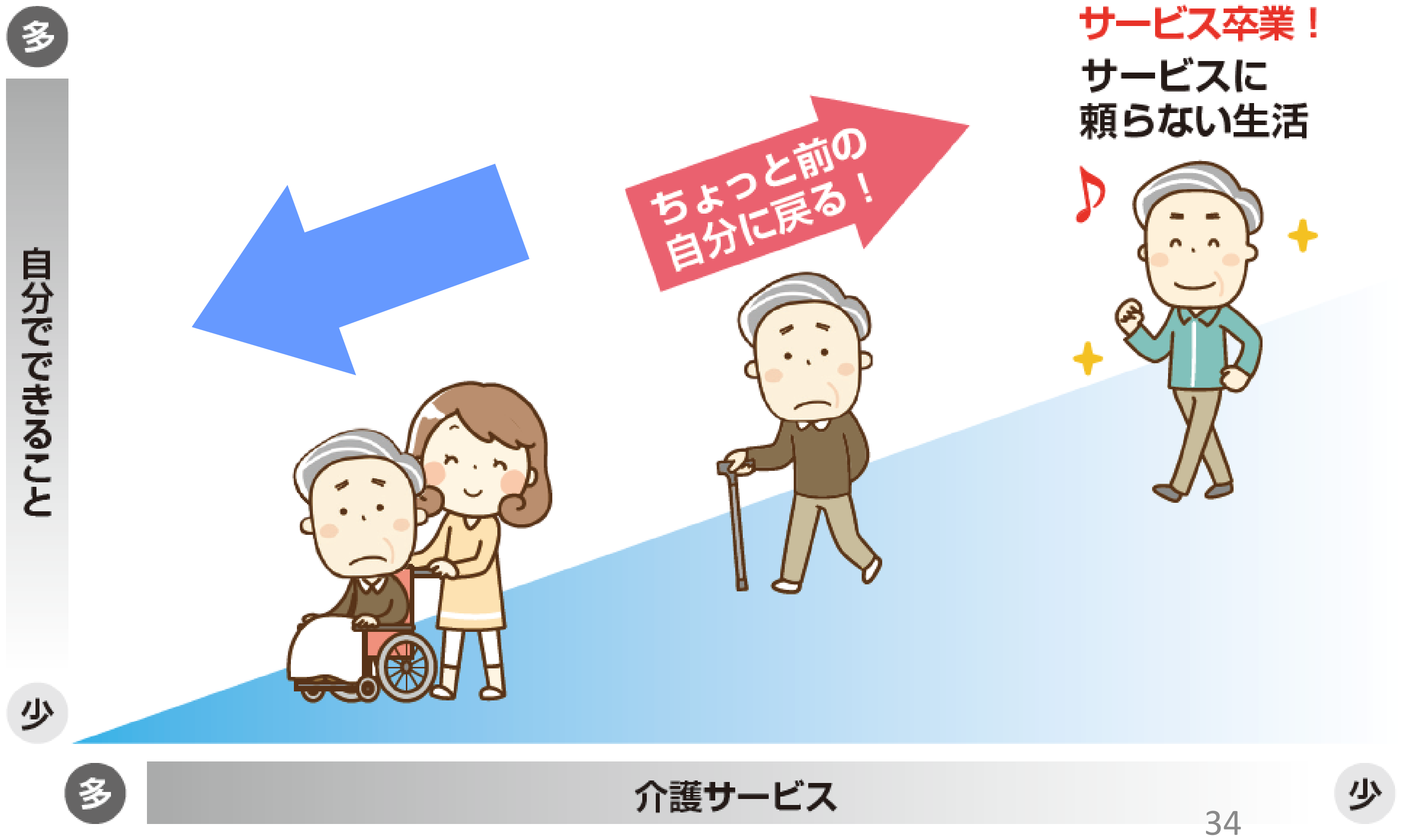

総合事業の目指す姿②

「 ちょっと前の自分を取り戻す 」

- 要介護状態になる前に、短期集中的に サービスを利用することで回復
- ちょっと前の自分を取り戻したら、「サービス卒業」

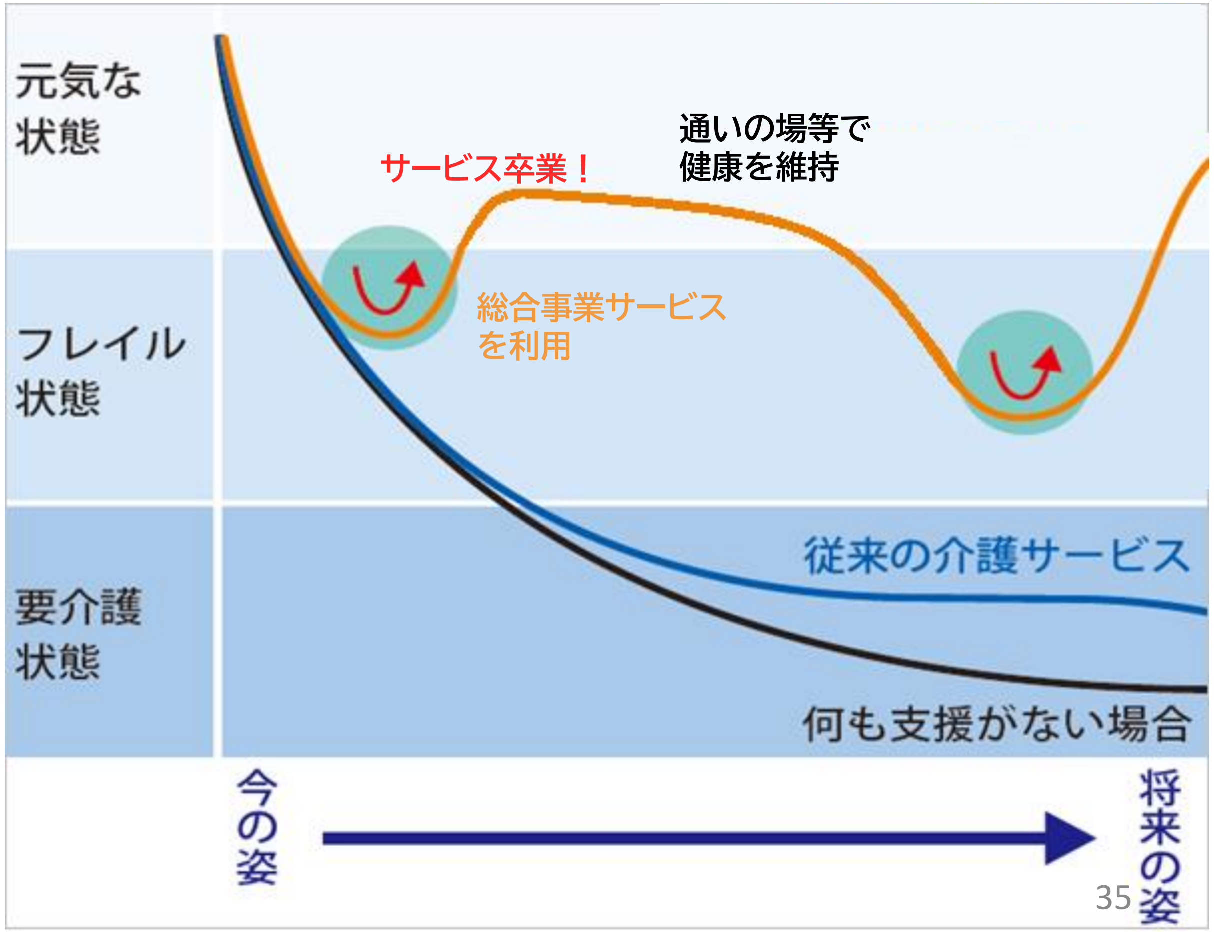

総合事業の目指す姿③

住民主体の多様なサービス

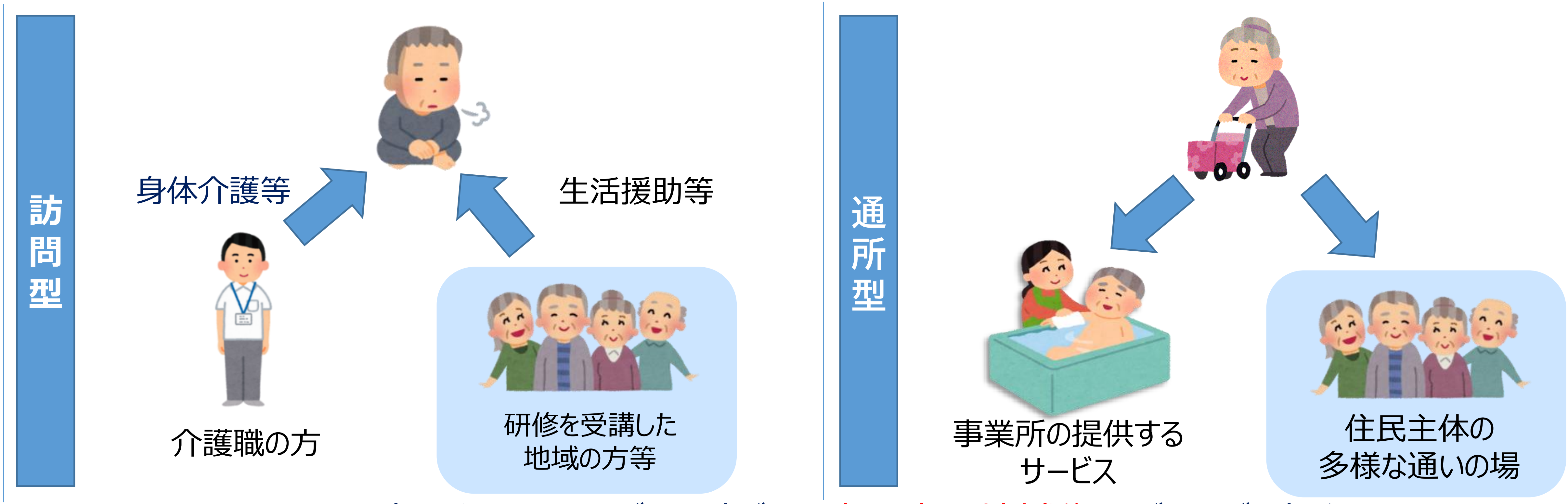

- 利用者の必要なサービスに応じて、専門家～地域住民がサービス提供
  ＝住民も参加し、介護職と役割を分担して効果的かつ効率的な支援
- 地域の方等の提供する側も、社会参加となり介護予防につながる

総合事業の目指す姿④

活動的で生きがいのある人生

心身機能の
維持増進

・総合事業サービスで心身機能を増進
・地域活動への参加で機能の維持

・地域の活動で役割を持つ

活動

参加

・地域の通いの場など居場所に参加

地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう
要支援者等の選択を支援

豊島区での介護予防・生活支援サービス事業の運用

豊島区における総合事業(サービス事業)の運用について

	サービス類型・内容	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4～
訪問	国基準(従来型)	事業開始						
	区独自基準(A型)			事業開始				
	住民主体型(B型)		事業開始					
	短期集中型(C型)	事業開始						
通所	国基準(従来型)	事業開始						
	区独自基準(A型)						事業開始	
	住民主体型(B型)				事業開始			
	短期集中型(C型)				事業開始		(モデル事業)	

令和５年度の動き

▷訪問、通所の全てのサービス類型でサービス提供が可能
▷通所型サービスCの開催回数が増加
▷リハビリと栄養改善に加え、口腔改善指導を通所型サービスCメニューに追加
▷入門的研修受講者は家事援助スタッフ研修の約半分で履行で修了できるよう連携。

豊島区における総合事業（サービス事業）の運用について

○訪問型サービスの類型

区分	国相当基準	区独自基準	区独自基準	住民主体	短期集中型
サービス	介護予防訪問事業 （A2）	としま介護予防 訪問サービス（A4）	としまいきいき 訪問サービス(A4)	生活支援 お助け隊(B)	短期集中訪問型 サービス(C)
期間	定めなし （ケアマネジメントによる）			1年 （再申込み可）	3～6か月
サービス提供者	指定介護事業所			シルバー人材センター、社会福祉事業団	リハビリ専門職等
従事者	ホームヘルパー		ホームヘルパー 又は区研修の修了者	区研修の修了者	
利用料	３０６円 （定率・1割の場合）	３００円 （定額・2割の場合600円、3割の場合900円）		３０分・３００円 ６０分・６００円	無料
内容	入浴や排せつなどの身体介護や生活援助	見守り程度の簡易な身体介護や生活援助	掃除・洗濯・買い物・調理・薬の受け取りなどの生活援助	掃除・洗濯・買い物などの家事援助	リハビリ、口腔ケア、低栄養等、生活機能改善のための助言
対象者	● 身体介護と生活援助が必要な方	● 簡易な身体介護と生活援助が必要な方	● 生活援助のみ必要な方	● 家事援助のみ必要な方	● 短期集中的な支援で生活機能の改善が見込まれる方
	要支援１・２			要支援１・２、事業対象者	

豊島区における総合事業（サービス事業）の運用について

○訪問型サービスにおけるサービスの内容

分類	国相当基準サービス	訪問型サービスA		訪問型サービスB	訪問型サービスC
サービス名	①介護予防訪問事業	②としま介護予防 訪問サービス	③としまいきいき 訪問サービス	④生活支援お助け隊	⑤短期集中訪問型 サービス事業
コード	A2	A4		―	―
サービス内容	右記②のサービス内容に無い以下の「身体介護」を含むサービスを実施する場合 1-1　排泄・食事介助 1-2　清拭・入浴、身体整容 1-3　体位変換、移動・移乗介助、外出介助 1-4　起床及び就寝介助 ※サービス内容が②又は③に該当する場合も、公費助成対象の利用者については、このA2で請求する。	老計第10号により示された「身体介護」のうち以下のもの、及び「家事援助」 （身体介護） 1-0　サービス準備・記録等 1-5　服薬介助 1-6　自立生活支援のための見守り的援助 （家事援助） 2-0　サービス準備等 2-1　掃除 2-2　洗濯 2-3　ベットメイク 2-4　衣類の整理・被服の補修 2-5　調理・配下膳 2-6　買い物・薬の受け取り ※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。	老計第10号により示された「家事援助」のみ 2-0　サービス準備等 2-1　掃除 2-2　洗濯 2-3　ベットメイク 2-4　衣類の整理・被服の補修 2-5　調理・配下膳 2-6　買い物・薬の受け取り ※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。	老計第10号により示された「家事援助」のうち、以下のサービスのみ 2-0　サービス準備等 2-1　掃除 2-2　洗濯 2-3　ベットメイク 2-4　衣類の整理・被服の補修 2-5　配下膳 2-6　買い物 ※調理と薬の受け取りを除く ※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。	3～6か月の期間で、リハビリテーション専門職等からリハビリテーション、口腔ケア、低栄養改善などのアドバイスを受けて、日常生活機能の向上に取り組みます。

老計第10号：「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日)

※同じ月内でのA2とA4の併用はできません。

家事援助スタッフ研修ついて

としまいきいき訪問サービス(訪問型サービスA4)、生活支援お助け隊(訪問型サービスB)の従事者を育成するため、家事援助スタッフ育成研修を行っています。

(研修の様子)

修了者

513名(令和5年3月時点)

掃除・洗濯・買い物・調理・薬の受け取りなどの**生活援助や家事援助**ができます。

＝

家事援助スタッフを活用すると、
ヘルパー等は身体介護が必要な方に集中できます！

令和５年度　実施予定
７月12.19.26日(3日間)
１０月下旬
２月下旬

就職相談会を実施
（各回最終日）

入門的研修修了者は
1.5日の研修で修了）

短期集中訪問型サービス(訪問型サービスC)

委託

生活機能を改善するための運動器の機能向上や
栄養改善・口腔ケアのプログラムを提供します！

利用料金：無料

プログラム	リハビリテーション	低栄養改善	口腔ケア
専門職	理学療法士（PT） 作業療法士（OT） 言語聴覚士（ST）	管理栄養士	歯科衛生士
内　容	●1クール概ね3ヶ月のプログラム ●月1回または月2回　（上限6回）の訪問 ●環境整備、福祉用具の選定の助言・ホームプログラムの提供・外出訓練・言語障害、嚥下障害へのアプローチ等	●1クール概ね3ヶ月のプログラム ●月1回の訪問と期間中に1～2回の電話フォロー ●栄養指導・調理指導・メニュー提供・栄養食品利用の助言等 ＊糖尿病・腎臓病等の方の利用も可	●1クール概ね3ヶ月のプログラム ●月1回の訪問と期間中2回の電話フォロー ●口腔機能訓練・摂食、嚥下機能訓練・歯口清掃指導等

利用事例

長年に渡る母の介護の影響で、全身に神経痛が出ています。
痛みで動かないと筋力が落ちるので体を動かすよう心がけているが、正直自分のやっている運動は効果があるのか不安・・・。
⇒リハ職が月に2回3か月間、痛みを含めた身体機能の評価と自宅運動についての助言を行った。

豊島区における総合事業（サービス事業）の運用について

○通所型サービスの類型

区分	国相当基準	区独自基準	住民主体	短期集中型
サービス	介護予防通所事業 (A6)	としまリハビリ 通所サービス(A8)	つながるサロン(B)	短期集中通所型 サービス(C)
期間	定めなし （ケアマネジメントによる）	６か月を目安に利用 （※最長9か月）	１年（再申込み可）	３か月（12回）
送迎	必要な方は送迎可	必要な方は送迎可	なし	なし
利用料	４１９円 （定率・1割の場合）	３００円 （定額・1割の場合）	無料 （会食実費）	無料
内容	選択的サービス （入浴・食事・口腔ケアetc.）	機能訓練に特化 個別プログラム	自主グループが行う介護予防に資する活動	専門職による集団での運動プログラムと栄養指導
目標	必要な支援を続けながら在宅生活を継続	運動機能を向上させ、いち早く、地域資源を活用するなどして、自立した日常生活を取り戻す。	社会・地域との繋がりを持ち続ける	運動機能を向上させ、地域との繋がりを持ち続けることを目指す。
対象者	● 自宅での入浴困難 ● 認知機能低下 ● 低栄養状態 ● 難病・その他疾患	● 機能訓練の必要がある ● 自立的な在宅生活を目指すことができる	● 短期集中通所型サービスで学んだことを続けたい ● 地域との交流を持ちたい ● 自己通所可能	● 短期集中的に改善が見込める ● 学んだことを自分で続ける意欲がある ● 自己通所可能
	要支援１・２・事業対象者			

としまリハビリ通所サービス（A８）

事業所指定

リハビリに特化したデイサービスです。
単にリハビリによる運動機能の維持・改善だけではなく、運動機能の維持・改善を通じて、いち早くつながるサロンや地域資源に結び付け、サービスを利用せずに、自立した日常生活を送れるようになることを目指します。

- 週1回または2回　1回９０分程度
- 送迎：事業所による
- 利用期間：**６か月程度　（最長9か月）**
- 利用料金：1回　300円（定額・1割負担の場合）

＊令和5年4月時点　指定事業所

◆事業所	◆所在地	◆送迎
リハビリセンターあゆむ	長崎５－８－６	あり
リハビリデイサービスまんぞく	池袋本町３－２８－６	あり
ベストリハ大塚	北大塚２－１９－２	なし

利用事例

大腿骨頸部骨折で入院。リハ転院し退院時期になった。リハビリでの一定の成果はあったが、もう少し続けて以前の生活を取り戻したい！
⇒期間限定でのデイ利用で「ちょっと前の自分を取り戻す」。

としまリハビリ通所サービス（A８）

足腰が弱くなった…

転倒が不安で外出が減ってきた…

リハビリでもっと元気になって外出がしたい！

退院後のリハビリがしたい…

入院で体力が落ちてしまったのでリハビリで元気を取り戻したい！

高齢者総合相談センターへ相談

いざ参加！

としまリハビリ通所サービス
へ通いましょう！

主に個別での指導

個別指導で元気に！

生活に自信がついた！

学んだことを
日常生活に取り入れて、
元気な生活を！

趣味の活動、つながるサロンや
区民ひろばなどで楽しく
元気を保ちましょう。

体力がついた！

外出できると楽しい！

＊ 豊島区で専門職による検討を実施

としまリハビリ通所サービスのご案内(通所型サービスA・区独自基準)

令和3年度から開始となった、**としまリハビリ通所サービス（A8）では、**基本報酬の他に**区独自の加算相当額を設けています。**

〇加算の内容等

◆加算名称	◆加算の要件	◆加算額
自立化加算相当費（Ⅱ）	としまリハビリ通所サービスを終了し、サービス終了時に実施する「自立化加算相当費（Ⅱ）判定基準表※」により、基準値を下回る状態と判定された場合	1人あたり 10,000円
自立化加算相当費（Ⅰ）	①としまリハビリ通所サービスの利用により運動機能の改善がみられ、当該サービスを終了し、その他のサービスを利用していない場合 ②としまリハビリ通所サービスの利用により運動機能の改善がみられ、当該サービスを終了し、通所B又は通所Cへ通所する場合	1人あたり 20,000円
副都心加算相当費	サービスの提供を利用者に対して行った場合	1月あたり 50,000円

※基本CLのうち「口腔機能」「認知症」「うつの状態」の3項目を除いたものを使用

つながるサロン（通所型サービスB）

補助事業

区民が主体となり、様々な形で介護予防に取組む
自主グループです。

活動状況

【登録団体数】 ４２団体 ※令和5年4月時点
【活動回数】 月に２回以上
【活動時間】 １～２時間程度／回
【参加費】 無料(一部、実費がかかる場合あり)

様々な活動に役割を持って定期的に参加
することで活動的な生活が送れます。

参加方法

高齢者総合相談センターを通して参加します。

特徴

▷ 趣味活動等を通して介護予防に取り組める
▷ 主に要支援者等が参加
▷ 各活動に配置されたコーディネーターが
活動に参加する高齢者を見守り

▷ 介護予防リーダー
▷ 区研修修了生
など

雑司が谷公園でのラジオ体操

公園内の花壇での園芸活動

利用事例

定期的に通って人と交流する場が欲しいけど、「デイサービス」に通うのは年を取ったように感じるので行きたくない・・・。
以前やっていた趣味を再開したい・・・。

通所型サービス利用の例

サービスについて、ご本人の状態に合わせて併用ができます。
※また、通所Bと通所Cは給付管理外のサービスです。

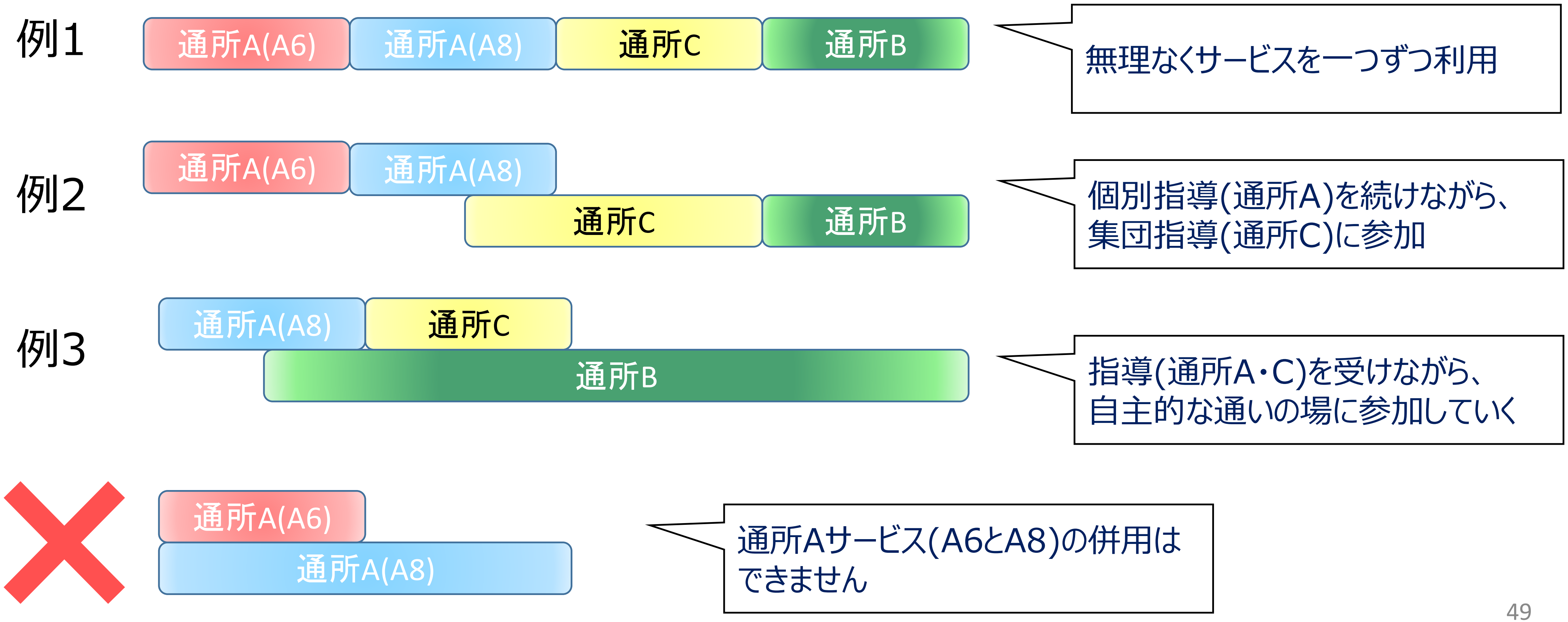

総合事業における運用の弾力化について

【対象者の弾力化】

国の社会保障審議会において、「総合事業の利用者で要介護認定を受けた者については、本人の希望を踏まえつつサービスの利用が継続できるよう、運用を弾力化することが重要」との意見があり、介護保険法施行規則の改正により、令和３年度より**要介護認定者についても**一定の条件下で**総合事業のサービス利用が可能**となっています。

○豊島区における運用

下記サービスを利用中に要介護認定を受けた方に限り、認定後も**引き続き**、当該サービスのご利用を継続いただけます。　※**新規利用の場合は不可。**

①訪問型サービスB「生活支援お助け隊」
②通所型サービスB「つながるサロン」

○ケアマネジメントの取扱い

総合事業のみ利用の場合
→「介護予防ケアマネジメント」を地域包括支援センターで作成、居宅の届出は高齢者福祉課へ
総合事業と介護給付の併用の場合
→「ケアプラン」を居宅介護支援事業所で作成、居宅の届出は介護保険課へ

本件に関するお問い合わせ先

豊島区　保健福祉部　高齢者福祉課　総合事業グループ
電話　03-4566-2435
FAX　03-3980-5040
メール　A0029294@city.toshima.lg.jp